

沖縄県立八重山特別支援学校いじめ防止基本方針

いじめは、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる、許されない行為である。

沖縄県立八重山特別支援学校（以下「本校」）は、幼児児童生徒がお互いの発達段階・障害の特性等について知り、安心・安全な学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、いじめ防止対策推進法（以下「法」）第13条に基づき、沖縄県いじめ防止基本方針（以下「県方針」）を参酌し、本校におけるいじめの防止等のための対策を推進するための基本的な方針を以下の通り定める。

I. いじめの防止等のための対策の基本的な方向

1. いじめの定義とその判断

(1) 定義（法第2条より）

「いじめ」とは、本校に在籍する幼児児童生徒（以下「生徒」）に対して、当該生徒と一定の人間関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

(2) 判断（県方針 p.1-2 より）

- ① いじめにあたるか否かの判断は、いじめられた生徒の立場に立つ。
- ② 「けんか」「ふざけ合い」であっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、生徒の感じる被害性に着目して、いじめに該当するか否かを判断するものとする。
- ③ 下記のような事例においても、いじめには多様な態様があることに鑑み、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努めることが必要である。

例1 いじめられていても、本人がそれを否定する場合：表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する必要がある。

例2 ネット上で悪口を書き込まれているが、本人が気づいていない場合：加害行為を行った生徒に対する指導等については法の趣旨を踏まえ適切に対応する必要がある。

- ④ いじめに当たると判断しても、全てが厳しい指導を要する場合であるとは限らない。下記のような事例においては、「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による対処も可能である。ただし法が定義するいじめに該当するため、事案を法第22条の学校いじめ対策組織へ情報共有することとする。

例1 好意から行ったことが意図せず相手側の生徒に心身の苦痛を感じさせてしまった場合。

例2 軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに加害者が謝罪し教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合。

- ⑤ 犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、生徒の生命・身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察へ通報することが必要なものについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮の上で、警察と連携した対応をとる。
- ⑥ 具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。
 - ・冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
 - ・仲間はずれや集団による無視をされる。
 - ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
 - ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
 - ・金品をたかられる。
 - ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
 - ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
 - ・パソコンや携帯電話で、誹謗中傷や嫌なことをされる。
 - ・性的ないたづらをされる 等

2.いじめの防止等に関する基本的な考え方（県方針 p.3-4 より）

（1）いじめの防止

- ① いじめは、どの生徒でも被害者にも加害者にもなりうる。
- ② いじめが起こりうる場所は、学校の内外を問わない。
- ③ 学校の教育活動全体を通じて、いじめを生まない土壌づくりを行う。
- ④ いじめの背景としてのストレス等の要因にも着目する。

（2）いじめの早期発見

- ① いじめの早期発見は、迅速な対処の前提である。
- ② 生徒がいじめを教職員に訴えることは多大な勇気を要するものである。本校は生徒がいじめを訴えやすい体制を整える。
- ③ 教職員は、ささいな兆候を見逃さないように努める一方、地域、家庭とも連携して生徒を見守る。

（3）いじめへの対処

- ① 職員は直ちに、いじめを受けた・知らせた生徒の安全を確保する。
- ② 職員は、問題を一人で抱え込まず、組織的な対応を行う。
- ③ いじめたとされる生徒に対して事情を確認し適切に指導する。
- ④ 家庭や教育委員会への連絡・相談や、事案に応じ、関係機関と連携する。

Ⅱ.いじめの防止等のための対策の内容

Ⅰ.本校におけるいじめ防止等の対策のための組織（県方針 p.11-12 に基づく）

（1）本校いじめ防止対策委員会（以下「委員会」）

- ①構成：校長、教頭、各部主事、寮務主任、生徒指導主任、教育支援主任、養護教諭、スクールカウンセラー
その他校長が必要と認める者（※）
 - ・各部主事は委員会の内容により参加するものとする。
 - ・スクールカウンセラーは2～3月の定例委員会に参加し、助言を行うものとする。
 - ・※ 例として教育支援や生徒指導を担当する等、当該学部・舎の状況説明ができる職員など。
- ②役割：原則として6～7月および2～3月の年2回定例委員会を開く
 - ・本校いじめ防止基本方針の作成・改訂および本校内外への周知
 - ・いじめの認定（調査・対応班と連携した判断に基づく）
 - ・重大事態に際しての県との協議（県方針 p.21 に基づく：後述）
 - ・定期及び緊急アンケートの実施・総括
 - ・年間計画の作成・実行・検証・修正（PDCAサイクル）
 - ・教職員への意識啓発および共通理解をはかること
 - ・生徒や保護者・地域への情報発信と意識啓発
（HP掲載、入学式・始業式等での生徒・保護者等への周知）

（2）調査・対応班

- ①構成：生徒支援部、学級担任・担当、当該部主事、その他関係職員
- ②役割：いじめの早期発見および対処等にかかる直接的な部分を担う
 - ・いじめの相談・通報を受け付ける窓口
（電話相談窓口等も含め、全職員通じ日頃から生徒へ周知を行う）
 - ・いじめの判断（委員会と連携の上で行う）
 - ・いじめの疑い、生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有
 - ・定期及び緊急アンケート結果をうけての面談・聴取等
 - ・いじめの被害生徒に対する支援、加害生徒に対する指導
 - ・当該保護者等との連携

(3) 全職員の役割

- ① いじめ防止の観点に基づく日頃の教育活動の実践
- ② いじめの対処について、日頃からの理解
- ③ いじめの相談・通報にかかる窓口の生徒への直接の周知
- ④ 勤怠状況の確認、生徒の問題行動などに係る情報の記録、共有
- ⑤ その他、委員会および調査・対応班との連携

(4) おもな連携機関

- ・八重山警察署(0980-82-0110) ・県中央児童相談所(098-886-2900)
- ・県警サイバー犯罪対策課(098-866-0110)
- ・法務局(「子どもの人権110番」0120-007-110、他 人権擁護委員窓口)

2. 本校におけるいじめの防止等に関する措置(県方針 p.12-14 に基づく)

(1) いじめの防止・早期発見にむけて:先述の「基本的な考え方」に基づいて行う

- ① 学校の教育活動全体を通じて、いじめを生まない土壌づくりを行う。
 - ・「いじめは決して許されない」「はやし立てる者・傍観する者とならない」「窓口へ相談・報告する」ことの理解を促すこと。
 - ・豊かな情操や道徳心、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うこと。
- ② 生徒・保護者等に対して組織の存在及び活動を容易に認識させる。
 - ・教育活動のあらゆる機会における相談窓口の生徒・保護者等への周知。
 - ・本校いじめ防止基本方針等の本校ホームページへの掲載。
- ③ 生徒がいじめを訴えやすい体制を整える。
 - ・アンケート調査の実施(定例5~6月頃および1~2月頃、その他適宜)。
 - ・各々の職員による「ささいな兆候」への積極的な関わりおよび情報共有。

(2) いじめに対する措置(先述の「定義」・「判断」により行われること)

- ① 被害生徒本人への対応
 - ・被害生徒および通報者に対する、徹底した安全の確保。
 - ・調査・対応班を中心とした事実関係の確認。
 - ・委員会および調査・対応班を中心とした対応方針の決定。
 - ・友人、家族、教員、地域の人等、被害生徒が信頼できる人との連携。
- ② 被害生徒の保護者への対応
 - ・窓口の一本化。教職員間での情報共有のち、丁寧な説明・対応。
 - ・訪問する、招く、他いずれかの場合でも面談をする際は、複数職員で対応を行う。単独で対応しない。
- ③ 加害生徒への対応
 - ・当該生徒の人格成長を旨とし、毅然とした態度で指導する:事案によっては出席停止措置等や警察等との連携も行う(犯罪行為、又は生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような場合)
 - ・自らの行為の責任を自覚させる:人格を傷つけ、生命・身体・財産を脅かす行為であることへの認識
 - ・当該生徒の問題解決及び成長のための支援:調査・対応班を中心とした教育相談、スクールカウンセラーによるカウンセリング、児童相談所・医療機関等との連携
 - ・ネット上のいじめ事案に関しては、先述の県警サイバー犯罪対策課、法務局等に相談し、書き込み削除、支援を依頼する。
 - ・いじめをはやし立てる生徒に対し:加害生徒への対応に準ずる。いじめは絶対に許されない行為であることの理解を促すこと。

④「いじめの解消」（県方針 p.13 より）

- ・単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。
- ・次の2つの要件が満たされ、かつ必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。
 - (1) いじめに係る心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいること。少なくとも3カ月を目安に判断し、状況に応じて期間を延長する。
 - (2) 被害生徒が心身の苦痛を感じていないと認められること。
- ・「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめの被害生徒及び加害生徒については、日常的に注意深く観察する必要がある。

⑤ 教育相談体制

- ・おもに被害生徒に対して行う。
- ・校内教育相談支援システムの流れにのっとる。ただし、
 - 「二次：学部内支援」から入り、「三次：学校全体支援」「四次：関係機関連携」の流れとすることを原則とする。（「一次：学年内支援」にとどまらないことに留意）
- ・状況により「三次支援」または「四次支援」の段階から入ることも考えられる。

⑥ 生徒指導体制

- ・加害生徒に対して行う。状況により、はやし立てた者等に行うことも考えられる。
- ・特別指導や懲戒指導は、加害生徒の行為のみに対して課されるものである。被害生徒に対する謝罪、補償等とは切り離して捉える。
- ・「2段階」から入ることを原則とする。（「1段階：担任・担当指導」ととどまらないことに留意）

⑦ 具体的手順：いじめ認知から認定、生徒指導および教育相談に関するもの

- ・本校の生徒指導に関わる内規より、指導の流れに関する規程
- ・本校の校内教育相談支援システムに関する規程
- ・その他生徒指導主任および関連分掌等で策定した規定等

3.重大事態への対処（法第 28 条および県方針p.20-26 より）

(1) 重大事態とは、以下の通りである。

- ① いじめにより当該学校に在籍する生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
 - ・自殺の企図 ・身体への重大な傷害 ・金品への重大な被害 ・精神性疾患を発症 など
- ② いじめにより当該学校に在籍する生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
 - ・不登校定義を踏まえた年間 30 日、または一定期間連続して学校を欠席すること
- ③ 生徒や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったとき。
 - ・調査をしないまま、いじめの重大事態ではないと断言できないことに留意する。

(2) 重大事態の判断は、設置者である県と学校が協議し、県が判断する。

- ① 上記重大事態を、学校が感知した場合、委員会は事実確認を速やかに行う。
- ② 重大事態が発生した旨を県教育委員会に報告する。
- ③ 以下の事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。
 - ・「いつから、だれから、どのように」「背景にあるもの」
 - ・「人間関係の問題」「学校側の対応」 など
- ④ 調査結果については、県教育委員会を通じて県知事に報告する。
- ⑤ 被害側に対しては、外部機関との連携も積極的に行い、状況に合わせて継続的なケア・支援を行う。
- ⑥ 委員会を中心に、当該事態の事実と真摯に向き合い、同様な事態の発生を防止する。

4.年間の活動の流れ

(1) 通年:

- ・いじめの防止・早期発見の観点による取り組み(委員会を中心に全職員であたる)
- ・道徳・人権教育にかかる取り組み(委員会が関係職員と連携する)

(2) 年度当初:

- ・学校いじめ防止基本方針の読み合わせ(「定義」「組織」「対策」の確認)…職員研修に準じた位置づけ
- ・入学式・始業式等年度当初行事における生徒及び保護者への周知

(3) アンケート調査の実施(幼児児童生徒対象):

- ・年2回(5～6月・1～2月)実施、その他状況により臨時に行う。
- ・アンケートの集約、検証、組織的対応の確認、対応については定例または臨時の委員会にて行う。

(4) いじめ防止対策委員会(定例)の開催

- ・上述のアンケート調査等の検証を中心に、年2回行う(6～7月・2～3月)
- ・年度末に際しての定例委員会では、前述の通りスクールカウンセラー同席にて行うものとする。
- ・いじめ防止基本方針の確認・改定と引き継ぎ→HP掲載の流れは定例委員会の中で行われるものとする。

Ⅲ.学校評価における留意事項

いじめを隠さず、いじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、学校評価の項目に加え、適正に自校の取り組みを評価する。

以上の評価を通して、いじめへの取り組みが組織的、計画的に実施しているかのチェックや学校の基本方針等についての見直しを図り、必要に応じて修正を行い、より適切ないじめの防止等の取り組みについて検証する。

平成27年4月22日 策定

平成31年4月1日 改定

令和2年4月1日 改定

令和4年4月1日 改定

令和5年8月23日 改定

令和6年3月11日 改定